

ファイトバック!



館長
雇止め

バックラッシュ裁判

No.10 2009年3月1日 発行

編集・発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会
連絡先：520-0047 大阪市北区西天満2-3-16網笠ビル1F
大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550
■URL：<http://fightback.fem.jp> ■Email：fightback@hh.fem.jp
■郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

春だ、傍聴だ！

2009年3月13日（金）1時30分
第5回控訴審 大阪高裁 74号法廷



弁護士解説付き交流会にて 川西渥子弁護士（左）と寺沢勝子弁護士

川西渥子弁護士はこう言った。「この裁判はジェンダーバッシングとの戦いであり、行政側の雇用のあり方や、雇う側の採用の自由に対する異議申し立てである。絶対に勝たないと意味が無い。勝つために応援してほしい。この大変な中で一致団結することが大事。コップの中で嵐を起してはいけません。私はこのことを重く受け止めた。まだまだ裁判は続きそうだが、最後まで応援していきたいと思っている。（08.12.11. 傍聴後の交流会の感想より ベアテさんの会 山下清子）

..... も く じ

| | |
|----------------------------------|---|
| 今年も元気に闘い続けます！／機は熟した、今年こそ『逆転勝利』へ | 2 |
| 裁判報告 「三井さん排除は市長の指示」豊中市の主張変更で明らかに | 4 |
| 第4準備書面感想 岡田夫佐子／勝又みずえ | 5 |
| 浅倉意見書感想 和田明子／伊藤悦子 | 6 |
| 陳述書 折原由紀子／谷岡文香 | 7 |

■今年も元気に闘い続けます！

三井マリ子（原告）

裁判が始まってからもう5年目です。弁護団の後を歩いて、大阪地方裁判所のエレベーターに乗り、長い廊下を渡って法廷に入室した初めての裁判の日が思い出されます。

地裁に提出した膨大な証拠と弁護団による明晰な主張のおかげで、山田裁判長は豊中市らの嘘・不正のいくつかを認めざるをえませんでした。

裁判長は、「（組織体制変更の情報を）意図的に秘匿したことは明らか」「（後任館長人事に関して）原告に情報を開示してなかったことが認められる」「（後任館長候補に『あなたしかいない』と懇請した市の部長が選考委員だったことは）公正さに疑念を抱かざる事情といわざるをえない」「山本事務局長は『自分は、原告を裏切った』と述べるに到った」と述べています。

しかし、その同じ裁判長が首切りは「違法とまでは言えない」と棄却したのです。無念でした。私は怒りをこめて大阪高等裁判所に控訴しました。

高裁では、「陳述書」が全国から50通以上届きました。この日本で女性が働き続けることの困難さや、同じように理不尽に使い捨てされた現状がつづられ、涙なしには読めない文章が数多くありました。私に嫌がらせをした同じ人物によって、同種のバックラッシュ攻撃をされた方からは、克明な手記をいただきました。この裁判は私だけの裁判ではないと確信させられました。地裁では私の主張は退けられましたが、控訴したことの意義をあらためてかみしめました。

陳述書という形ではないですが、お手紙もたくさんいただきました。私が受けた使い捨てと同じような目にあっている非正規雇用の方々からの長い手紙を読むたびに、怒りにふるえ、そんな無念さを糧に裁判の書面づくりに励む日々でした。

頭痛、肩凝り、目の痛みで悩むこともありましたが、山のような裁判資料と格闘する生活にも、苦しさを超えた楽しみを見出せるようになりました。

敗訴した後、2008年初めの報告会で、宮地光子弁護士は次のように話されました。

「この裁判が難しいのは、格差社会を支える日本的雇用の根幹と闘う裁判であり、バックラッシュに屈した行政責任を正面から問う裁判だからです。」

この言葉は私を奮い立たせてくれました。皆様とともに再度かみしめたいと思います。



初めての傍聴のため、大阪地裁の正面玄関に向かう支援者たち（2005年春）

■機は熟した、今年こそ『逆転勝利』へ

木村民子（ファイトバックの会副代表）

昨年は100年に一度の不景気に見舞われ、「非正規雇用者の雇用問題」が社会の注目を集めました。越年への切実な声がマスコミなどでも多く取り上げられましたが、その論調は今までになく、雇用対策や経済政策を超えて、住居や健康について、つまり派遣労働者たちの生存権に関してまで触れられていました。

館長雇止め・バックラッシュ裁判は、不景気による企業の雇用調整として雇止めされたわけではないものの、浅倉意見書にいう「人格権侵害」と、彼らが脅かされている生存権においては、共通の問題があると思います。さらに言うなら、三井さんを排斥したあのバックラッシュ勢力は、こうした世界的な金融危機を招いた強者の論理や新自由主義を信奉する人々と同じ匂いがします。

しかし、格差が広がり、明日への不安を抱えている人が多くなればなるほど、今年は転換期として、社会全体に助け合いの精神が生まれるのではないのでしょうか。ここに裁判を勝利に導く鍵があると思います。つまり、解雇は他人事ではないという人々の関心が高まり、それが追い風となりはしないかと思うのです。今まで以上に、三井裁判が「非正規雇用者の雇用問題」を問い続けた先駆的裁判であることを社会に発信していきましょう。

機は熟したのです。今年こそはただ、一点「逆転勝利」へ向けて皆様のお力をぜひとも発揮してください。どうぞご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。



弁護士解説付き交流会はいつも満席（2008年冬）



「ファイトバックの会の旗」（北村三津子作）を掲げながら

「三井さん排除は市長の指示」豊中市の主張変更で明らかに —館長雇止め・バックラッシュ裁判・控訴審

大阪高等裁判所で2008年12月11日に行われた「館長雇止め・バックラッシュ裁判」控訴審の口頭弁論で被控訴人のひとりである市は、その主張変更により、当時とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの非常勤館長だった三井マリ子さんの排除が、市長の指示であったことを露呈しました。

さとうしゅういち

三井さんは、全国公募で選ばれた館長（非常勤）でした。しかし男女平等推進に反対する議員などのバックラッシュ勢力に屈した豊中市によって、すてっぷ事務局の「組織変更」を口実に首を切られ、さらに、新設された常勤館長職にも、公平を装った面接試験で採用拒否されたとして、市と財団法人とよなか男女共同参画推進財団を訴えていました

■主張を一審から変更した豊中市

豊中市側は、すてっぷを強化するための組織変更と称して三井さんを排除したのですが、そのための予算要求について、通常の手続きを逸脱し財政課をすっ飛ばしていました。

一審で市は、予算要求の過程で、組織変更の「考え方」「方向性」を理解してもらうために〔メモ〕を作って財政課に説明したのだと主張していました。ところが控訴審では、一転して「市長に財団の体制変更について説明し、予算措置について内諾を得た」と変わりました。〔メモ〕は、財政課にではなく市長に見せた、と前言を翻したのです。そこで控訴人側は、次年度予算要求の過程で、財政課をすっ飛ばして市長に相談して内諾を得ることはよくあることかと、釈明を求めています。参照：・求釈明の申立書（PDF 文書、館長雇止め・バックラッシュ裁判）

■「三井さん排除は市長の指示」市の主張変更で明らかに

そして今回、豊中市が出してきた回答は驚くべきものでした。市は、この予算要求は担当部長で済まないほどの「重要な政策的変更」だから、直接市長に話をした、と言ってきたのです。しかし本郷和平人権文化部長は、一審の証人尋問で「政策的な変更があったわけ？」と尋問され、「いや、例えばの話です。政策的判断を伴うものとか、これではないです」と、政策的変更ではないと証言していました。これでは偽証を自白したようなものです。

人権文化部幹部が直接市長から組織変更と予算の内諾を得た後に、すてっぷの事務局内で会議が開かれています。市長の内諾を得た組織変更案が議題にもなっていません。すてっぷの事務局体制を強化するための組織変更案なら、事務局の会議で堂々と話せるはずですし、話し合わなくては不自然です。

また、組織変更案は山本瑞枝事務局長の全くの「私案」であり、市は関与してないとしてきたことも嘘だったことが、被控訴人の書面から明らかになりました。「（組織変更案について）詰め協議が中断されていた」などと書かれていたのです。はしなくも、市との“密室での詰め協議”がなされていたことを吐露した結果となりました。

これらの状況から控訴人側は、「市長に諮らねばならないほど『重要な政策的変更』とは、控訴人の行ってきた男女平等実現のための館長としての仕事を終わらせることだった」とし、「男女共同参画を推進していた政策から、これを変更して、バックラッシュ勢力に屈服するということ」であったと判断しています。市や財団側からすれば、これはひた隠しにしなければならなかった変更でしょう。

現に、組織体制変更後、すてっぷは強化どころか弱体化したことが報告されています。すなわち組織変更の緊急性も必要もなかったものであり、単に控訴人排除のための道具だったのです。

控訴人側の準備書面によると「すてっぷの低調さは、2008年4月25日、すてっぷで開催された市民説明会でのすてっぷの事務局次長の弁からも衆知の事実である。すなわち市民からの度重なる要求に応じて、事務局次長は、『2006年から2007年度にかけて、すてっぷの主催事業が250件減り、男女共同参画目的使用も30件減った』というデータを公開せざるをえなかったのである」といいます。この説明会には、わたしも参加しており、上記の事務局次長の説明もこの耳で聞いています。

（インターネット新聞 JANJAN より転載）

第4準備書面・感想文

昨年裁判長は「12月は結審のつもりで・・・」と言っていたため、三井弁護団は、豊中市の不正や虚偽を総合的にまとめた書面を2008年12月11日に高等裁判所に提出しました。最終準備書面といってもいい第4準備書面について、2人の感想です。ぜひ皆さんも読んで感想を寄せてください。
(HP、印刷版など詳細は本紙12ページ)

◆◆ 感想・その1 ◆◆

「痛快な気分で読んだ」

岡田 夫佐子 (名古屋・ワーキングウーマン会員)

まず、一審での準備書面を読んだ記憶からすると、この準備書面の読みやすさは意外であった。私がこうした裁判関係の文章に多少慣れてきたこともあるかと思うが、そればかりとは思えない。弁護団の努力の跡を感じ入るものである。

内容的にも、被告側の一審での証言や主張の矛盾を確固とした反論で突き、痛快な気分で読み進めることができる。豊中市が男女共同参画の推進から、バックラッシュへの屈服へと「重要な政策転換」をはかり、具体的には議会で男女共同参画条例を通すことと引き換えに、すてっぷ館長であった三井さん排除を不当にも侮辱的なやり方で画策したことが、明確な論拠をあげて述べられている。

それも、地方行政の中核である「市長」の号令のもとにすすめられた、という衝撃の事実を浮かび上がらせている。語れば語るほどに、豊中市側が都合よく取り繕ってきたストーリーが崩れていくのは、必至のことである。裁判官も納得せざるを得ない、と思われる2重にも3重にもスキのない論理展開で、わが弁護団の頼もしさが伝わる一冊である。裁判官といえど、これをかわすことは困難と私には思える。

◆◆ 感想・その2 ◆◆

「控訴審ゆえの醍醐味を味わいました」

勝又 みずえ (山口県・ファイトバックの会@岩国)

昨年12月11日、裁判所に提出された第4準備書面は、ほぼ「完結編と言ってよい。100ページ余りの

準備書面では、被控訴人豊中市の原審と控訴審でのくい違いや矛盾がはっきり指摘されている。

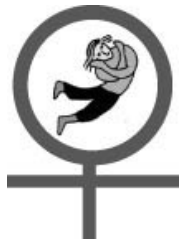
さらに、脇田滋、浅倉むつ子両先生による強力な意見書が加わった。それが、三井弁論の充実度を高めている。これらはみな、控訴審になったからこそ出てきたものだ。

館長雇止めの主因は財団の組織変更だ、と被告側は言ってきた。いかにも自立した財団内部の事務局組織を変更する案のようであった。だが、実質は財団に何の権利も無いに等しく、事のすべては市のトップである市長の意向であったことを、被告側自身が言っているのである。こう言わせるまでに、こちら側の弁護団が緻密な論理で追い詰めてきたからだ。

豊中市民のため全国公募で募集をかけ、論文による1次選考、面接による2次選考と厳しい選考基準のもと、男女共同参画社会推進に最適の初代館長を選び、わざわざ東京から三井さんを招いた市長が、2代目館長の採用の際はどうかであったか。同一人物とは思えない豹変ぶり、不透明さである。バックラッシュ勢力に屈したからに他ならない。

浅倉意見書で述べられているように、バックラッシュ勢力の横暴かつ執拗な攻撃的言動は、市長も含め行政幹部が軒並み恐れおののくほど厄介なものである。本件のすべてはバックラッシュ勢力の攻撃により起こったものであることは明白であるが、そんなこととは無関係の財団組織変更だったと言ってきた手前、バックラッシュがなかったごとくに取り繕るわなくてはならないため、豊中市らの弁論は矛盾だらけとなっている。

その行政幹部らが屈するバックラッシュ勢力に、たったひとりで果敢に立ち向かう三井原告にさらなるエールを送るためにも、この第4準備書面を読んでほしい。三井館長排除は市長が決めた人事であったと結論づけるまでのくだけは実に痛快。皆様もぜひ楽しみながら読んでいただきたいと思う。



浅倉むつ子意見書を読んで

■大きな希望を与えてくれた

和田 明子

2002年12月の初め頃だっただろうか、深夜、すてっぷの事務局長（当時）山本瑞枝さんから「男女共同社会をつくる市民交流会への参加のお願い」と題したFAXが、私あてに入った。

それには、バックラッシュ勢力がすてっぷへに対して、いつ、どんな攻撃をしてきたかを日付順に記した表が添付されていた。

山本事務局長からの「お願い」とは、豊中市は2003年の3月議会に男女共同参画条例の上程を目指しているが、条例に反対するバックラッシュ勢力の動きが強くなってきてこのままでは条例制定が危ないのだと、市民にも協力して欲しいというものだった。

この呼びかけに応じて、条例制定を望んでいた私たち市民はグループをつくって条例の制定を目指し、さまざまな活動を始めた。

数ヶ月たったころから（2003年6月前後）、豊中市の態度が徐々に変化していった。豊中市の職員たちは、私たち市民の行動を規制し始めた。条例制定のために運動してほしいと市民に「お願い」し私たち市民のグループとともに運動していたように見えた山本事務局長自身も、まったく関わらなくなってしまっていた。豊中市は条例を3月議会に出すことを断念し9月に延期していたのだから、より活発な市民運動を期待するのが自然なのに、不思議だった。

その一方で、豊中市は三井マリ子館長解雇の画策を始めていたのだ。

2003年11月、裁判ですっかり有名になった「ファックス事件」がおきる。北川議員がファックスの内容に激昂し、三井館長らを糾弾したという事件である。後になってそのファックス事件を知ったとき、なんで今ごろ問題になるのか不思議だった。なぜかというところ、そのファックスとは、前述した2002年12月初め、つまり1年も前に、私たちがすてっぷの山本事務局長から受け取ったFAXに添付されていた表のことだったからだ。

翌2004年3月に三井さんの不採用が決まって、あの「ファックス事件」もバックラッシュ勢力による三井解雇の念押しだったのだと理解することになった。

浅倉意見書には、この「ファックス事件」ではその対応に4人の女をバックラッシュの暴力にさらしておいて、責任者の男（本郷人権文化部長）は逃げていたことが書かれている。この部分を読んで、あらためて当時のことがよみがえってきて、怒りがわいてきた。

浅倉意見書は、また一審判決の問題点を明快に論じていて、一審判決に失望した私に大きな希望を与えてくれた。特に首肯したのは、次期館長はすでに決まっていた結論ありきの形式だけの採用試験だったことを述べている点である。

「本件は、常勤館長選考試験手続を設けて、一見、公平性を装ってはいるものの、すでに選考される者が決まっていたのであって、けっして『複数名の候補者の中から選任する手続き』だったのではない。はじめから桂を選考することが決まっていた形式的な面接試験だったのである。」

浅倉意見書は、さらに、次期館長が決まっていたにも関わらず、試験をあえてしたのは、「『公平さ』を装わないかぎり、かえって自らの正当性が証明できないと考えたからでしかない」と明快に述べている。

「（桂が）適任でないというふう判断が下った場合には我々が辞表を出して謝っても済む問題ではないと覚悟を決めた」と本郷部長がいうほどに、すてっぷの館長問題は豊中市の最重要課題だったのだ。当時豊中市は、理事一人一人を説得に回ったと聞いている。

三井さんは男女平等の社会を目指して情熱をもって仕事にとり組み、その仕事は市民から支持を得ていた。男女共同参画センターの館長として最もふさわしい人だった。だからこそバックラッシュ勢力のターゲットとなった。そしてそのバックラッシュ勢力に屈した豊中市にとっては、最もふさわしくない館長になっていったのだ。

浅倉意見書は裁判支援者に大きな希望与えてくれる。ぜひ多くの人に読んでもらいたい。

■裁判の社会的意義を認識させられた

伊藤悦子

三井マリ子さんが不当解雇されたと主張していることの正当性については、充分に分かっているつもりでした。でも、浅倉むつ子さんの意見書を読み、そのバックにバックラッシュ攻撃があり、それが自治体を異常なまで萎縮させている事をあらためてハッキリ認識することができました。こうした認識がないと、この裁判の真相は見えてこないと思います。

そしてこのことがあるから、この裁判は三井マリ子個人に留まらず社会的に大変意義があるのだと再認識しました。浅倉意見書はとても分かりやすく、読んで「なる程」と納得できる。これを読んだら相手に非があるのは一目瞭然です。なのにそう簡単にゆかないのが悔しい。

大変な裁判ですが「正義はある」と信じてゆきたい。そんな勇気を与えてくれる意見書です。



「意見書」を書いた浅倉むつ子教授とは：
東京都立大学法学部教授、ヴァージニア大学ロースクール客員研究員を経て現在、早稲田大学大学院法務研究科教授。「労働法における均等待遇原則」、「労働法のジェンダー分析」が専門。
1991年山川菊栄賞受賞



大阪高等裁判所裁判長に提出された「陳述書」のうち、1人でも多くの方に読んでもらいたいと公表を希望した筆者の「陳述書」を随時、HPに載せております。個人情報削除など編集していますので、全く同文ではありませんが、ぜひお読みください。今回は次ページから4ページにわたって折原由紀子さんと谷岡文香さんの全文を掲載します。他の陳述書は以下のサイトで読むことができます。

■「白崎より子さんの陳述書」

非正規雇用として20年。母子家庭の母が非正規だったら・・・簡潔ですが、中身は重く、涙なしには読めません。涙の後に政治に対して怒りがわいてくる素晴らしい内容です。ぜひ多くの方々に読んでほしいです。

http://fightback.fem.jp/koso_tinjyutusyo_shirasaki.html

■「勝又みずえさんの陳述書」

弁護士会議で、「自分の住む地方の男女平等と裁判の提起する問題を関連させた、とてもわかりやすい内容」との感想があったそうです。地方より発信の陳述です。 http://fightback.fem.jp/koso_tinjyutusyo_katumata.html

■「岡田夫佐子さんの陳述書」

ほんとうに力作。非正規と正規のギャップを、これほどまでに現場の具体的な仕事にむすびつけて描写したものが他にあるでしょうか。「乳児院」についても、とても勉強になります。

http://fightback.fem.jp/koso_tinjyutusyo_okadafusako.html

陳述書 育休雇止めと闘って

2008年11月1日



折原 由紀子 (非常勤職員)

2007年9月12日、判決を知った私は何か大きく鈍いもので身体を叩かれ、全身の力が抜けていくのを感じました。身体が思うように動かないものの、頭の中では「裁判長は原告の話を聞いていたのだろうか？陳述書を読んだのだろうか？」と、怒りを通り越して疑問ばかりがグルグルと駆け巡りました。

私は、原告である三井マリ子さんの主張が認められ、三井マリ子さんを侮辱し使い捨てた行政に対して、裁きがい渡されると、120%信じていました。

私だけではありません。全国でこの裁判を見守ってきた多くの人たちがそう信じていました。それが原告敗訴とは、何が起きたのでしょうか。

1998年4月から千葉市非常勤嘱託職員の手話通訳者として働いていた私は、育児休業を申請したところ02年3月末に雇止めされました。

1年契約ではありましたが、更新の意思を確認された事はなく、同職の先輩達は10年20年と継続して勤めています。今日まで誰一人、契約期間満了などと言われ雇止めされた人はいません。あきらかに、育児休業を求めたことを理由に私は雇止めされたのです。

しかし千葉市は「契約期間が満了した為」であり「出産や育児休業申請は関係ない」と一貫して主張し、私の雇用は打ち切られました。

私はこの時初めて自分が極めて不安定な雇われ方であり、雇用継続の有無に自分の意思は何ら関係なく、「契約期間満了」の6文字でクビにされる弱い立場である事を知りました。

一生懸命に取り組んできた仕事をこのように奪われ、社会から放り出された悔しさ苦しみは、待望の我が子をこの手に抱いても癒される事はありませんでした。

テレビドラマなら「訴えてやる」と啖呵をきって、物語は痛快に進んでいくでしょう。しかし私を含む多くの市民は訴える術など知りません。まして乳飲み子を抱え、職を失い、年間200万円程の収入さえもなくなった私には、弁護士さんを探す事だけでも道のりは遠く困難な事でした。

それでも私があきらめずに弁護士さんを探し訪ねたのは、司法は正義であるとそう信じていたからです。そして、子を産み育てる事を諦めるか、仕事を諦めるかの二者択一を迫るような社会をこのままにははいけないと思ったからです。

出産から半年、信頼できる弁護士さん達に出会い、日本弁護士連合会に人権救済の申立をすることができました。

日本弁護士連合会は、私の訴えを十分に認めてくださり、「雇用契約が継続していたことを認め、実質的に継続して雇用されている場合は、育児休業及び看護休暇を取得できるよう適切な措置を取るように」との素晴らしい

勧告が出されました。

千葉市はこの勧告を真摯に受けとめ、臨時職員も含めた2200人余りの非正規職員が育児休業を取れるように要綱を改正するという英断をしました。私は自分の生き方を取り戻し、現在3歳と5歳の2人の子どもを育てながら、福祉行政の一端を担う手話通訳者として誇りを持って働いています。

非正規職員でも育児休業を取り仕事を続けられる、大きく立ちはだかっていた壁を一つ取り除く事ができた私は、喜びと希望に満ち溢れていました。その矢先、三井マリ子さんのこの裁判を知ったのです。

館長という役職にあっても雇止めされる…非正規労働者とはそんなにも軽い存在なのか…と再度衝撃を受けた私は、非正規で働く私自身の権利を守るために、この裁判と一緒に闘わなければならないと思い、千葉から3度大阪地裁へと傍聴に行きました。

保育所に2人の子どもを預け、起きている間に家に帰らなければならない私には時間の制約があります。往復3万円の新幹線代は削りようがありません。昼夜の食事には早起きして作ったおにぎりを持ち、家からお茶を持って出かけました。これが私の生活であり、裁判支援など格好の良いものではありません。

ただ、三井マリ子さん個人の問題ではなく、同じように不当な扱いを受け、それでも声に出すこともできずにいる多くの人たちが、この裁判を見守っている事を伝えたいという気持ちだけで傍聴に行きました。

三井マリ子さんのこの裁判は全国にいる1700万人とも言われている非正規職員の労働、生活、生きる権利そのものなのです。

9月12日の大阪地裁判決は私たちの生活、労働実態からはかけ離れたものでした。そして私が信じていた司法の正義はかけらもありませんでした。私自身が育児休業と復職を求めて闘った3年間さえも意味を失いそうです。

なぜなら今回の判決は、非正規職員は使い捨てられても仕方ない、雇用主側の勝手な都合で雇止めする事は違法ではないとお墨付きを与えたものだからです。

私が、そして、たくさんの女性たちが、苦しみと悔しさの中から勝ち取ってきた権利さえをも、全て無にする判決を山田陽三裁判長は出したのです。これは豊中市行政が犯した罪と同じく重いものであり、決して許すことはできません。

裁判長、もう一度、豊中市で、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷで何が起きたのか、真実を見てください。

男女平等を嫌い、男は仕事・女は家庭との思想を社会に押しつけない人たちが権力を振りかざし、あらゆる手段で個人を誹謗中傷し、仕事を阻まれてしまったら私たちはどうしたら良いのでしょうか。

その非道な権力に屈した行政が大きな組織で、社会から私たちを排斥しようとしたらどうすれば良いのでしょうか。

「あなたしかいない」と他市から後任者をわざわざ引きぬき説得した人物が面接委員をつとめる採用面接を受けなければならない不公正にさらされたら、私たちはどうすればよいのでしょうか。

このように貶められた時、司法に救いを求めることは間違っているのでしょうか？ そうであれば誰が私たちを救ってくれるのでしょうか？

理不尽に振りかざされた不当な権力に決して屈することなく、卑劣な雇止めの実態を明らかにし、剥奪された労働権を取り戻すために立ち上がった原告、三井マリ子さんの声をもう一度聴いてください。お願いします。

女性センターに三井さんを戻してください

——劣等感の塊だった半生を振り返って——

2008年1月18日

谷岡 文香

私は1930年生まれの78歳の女性です。9人兄弟の真ん中に生まれました。男3人女6人でした。長男は大切にされましたが、女は特に粗末にされました。それが家族制度の特徴でした。

15年戦争の中で育ち、食料難で、11歳から百姓をしたり、女学生のときは学徒動員で軍需工場で働きました。敗戦になり世の中の混乱とインフレはすごいものでした。勿論ひどい食糧難は続いていました。娘盛りをもんぺ姿で過ごし、男一人に女トラック1台といわれた時代でした。

姉妹の中でも不美人だった私は「結婚は出来ない」と思い、それを覚悟して、洋裁で身を立ようと一生懸命に頑張りました。幸い24歳の時、短大の家政科の先生として雇われました。その頃近所にいた男性が「好きだ」と3年間私にまどわりついていたので、其の年の11月に結婚しました。母親は反対しましたが、劣等感の塊だった私は「こんな不美人でも良ければ」と思いました。生まれてから褒められたことは一度もなく、女学校の良妻賢母教育は「女はあほで馬鹿だ、男は賢くて偉い。だから男に従順なのが一番良い。それが幸福になる道」というものでした。まじめな私はそれを信じて、「男は女より賢くて偉い」と思っていました。

夫の目的は私の親の財産でした。零細企業の経営をしていた夫は、私の持参金は勿論のこと私が学校から貰うボーナスなど、すべて巻き上げて行きました。その上、気に入らないことがあると「アホめ、馬鹿め」と怒鳴って、お膳をひっくり返しました。ひっくり返したお膳の後末末に1時間半は掛かるので、なるべく夫に逆わないよう心がけましたが、それでも度々ひっくり返しました。亭主関白で家事をすれば沽券に拘わると思っているのに、子供が生まれてからは大変でした。私は、家事、育児、勤務と一人でこなしました。休む暇などまったくありませんでした。3人目にやっと男の子が生まれて夫は喜びましたが、それでもその子供を風呂に入れたことは一度もありません。

私は疲労困憊して地獄のような毎日でしたが、会社が火の車で私の給料で一家を養わねばならないので学校を辞めることはできませんでした。私が学校にいる間だけベビーシッターを頼みましたが、皆が寝静まってから勉強しました。貧乏所帯のやりくりの中、酒飲みで大食いの夫の食事の支度は大変でした。

私が35歳の時、とうとう夫の会社は倒産しました。3人の子供は小学生でしたし、見栄っ張りの夫をあわれに思ってしまう、実家から資金を借りて会社を再建させました。「離婚は女が悪い」と思われる時代でしたので、離婚に踏み切ることはできませんでした。

その後、大阪万博の景気もあって倒産時の借金を大方返すことができました。勿論私も始末をして貯金をし、夫の言うままに金を渡しました。夫が50歳のとき大病をし、51歳のとき死に病になりました。私は夏休みのすべてを費やして一生懸命に看病しました。夫は生き返ったとき、医学の進歩や看護に一切、感謝せず「人間はどうせ死ぬのだから、これからは快樂を求めろのだ」と宣言しました。私は呆れてしまいましたが、まさか本気だとは思いませんでした。

それから夫は浮気など始めたようですが、私は娘が証拠写真を見つけてくれるまで、気がつきませんでした。

60歳を過ぎてもたびたび私に金をねだるので、「この人は結局、経営能力がないのか」と不審には思っていました。「俺は絶対、浮気をしない」と月に1回、私に宣言していたので、それを信じていましたが、真っ赤な嘘で、若い女をマンションに住まわせていました。女房の金を巻き上げて女を囲うとは、悪魔だと思いました。

さすが忍耐強い私も今はこれまでと思えば阪神大震災のあと65歳で、家を出ました。それから離婚裁判をしました。ところが夫は金づるの私を失いたくないので、ねばりに粘るのです。6年8ヶ月たって倒産の噂が聞こえてきたので、裁判官の言うままに手切れ金を払って協議離婚にしました。私の手切れ金は夫の弁護士の礼金になったようです。後に弁護士から私が誠実に振り込んだことを感謝されました。

夫は守銭奴で自分のためだけに金を使いました。見栄っ張りでおしゃれで、ゴルフにカラオケ、買春旅行にと充分人生を楽しんだと思います。結局40年間一家を養ったのは、ほかならぬこの私だったのです。それも忍従に次ぐ忍従の中で。こんな馬鹿げた人生があるのだろうか？百姓で鍛えた体があったから何とか乗り越えられたのです。男仕立てまで習った洋裁の実力が一家の収入につながったし、家計の節約に私は貢献したと思います。でも、余りにも不合理すぎる人生だと思います。

振り返れば、男女の教育が根本的に間違っていたのではないのでしょうか。男性は能力がなくても奉られるように、女性はそういう男性に黙って従うように教育されてきました。女性は能力があっても、その能力を正当に評価されて来なかったと思います。私は「女はアホだ、馬鹿だ」と言われ続け、劣等感の塊のなかで大きくなりました。私の強い劣等感の家父長制と男尊女卑の思想の重圧のせいです。

だから女性も一人の自立した人間としてのびのび生きようということを土台に、男女平等の社会をつくろうとする女性センターの存在や活動はとても大切です。女性を力づけ、女性の実力を発揮させて社会に貢献するようにもって行くことが、私のような不合理な人生を送る女性をこれ以上増やさないためにぜったい必要なのです。いやそれだけではなく、周囲には今でも、私の夫のように「男」というだけで女性に威張り散らしている男性は大勢いますが、そういう男性を増やさないためにも、さらに、こうした男性を甘やかしている環境を変えるためにも、女性センターは必要です。

人口の半分は女性です。その半分の人間を、理由なく劣等感のもとに置くのは、女性の人生を苦しめるだけでなく、社会の損失でもあります。豊中のすてっぷに三井マリ子さんが来られて館長になられた時、私はどんなにうれしかったか。三井マリ子さんならきっと女性に自信を持たせ、社会に役立つ人間にして下さると期待していました。

豊中市やすてっぷ財団は、組織を強化充実するために館長を非常勤から常勤にしたと言っています。それなら、すぐれた企画力を持ち、非常勤としてがんばってきた三井マリ子さんを解雇する必要なんてありません。とんでもないことです。すぐに元に戻してください。お願いします。これが関西の女性の願いです。



- ◎ 今回は出欠のはがきを入れられませんでした。裁判の傍聴をよろしくお願ひします。3月13日午後1時30分開廷。午後1時大阪地裁正面玄関ロビー奥に、バンダナをしている世話人を目印に集まってください。傍聴参加の方は

FAX 06-6365-5550 に 10 日までに連絡を！

- ◎ 新しい「呼びかけ文」ができました。同封します。賛同人を増やすために利用してください。

- ◎ 「第4準備書面」印刷版、限定50部つくりました。1冊送料共でカンパ700円です。

前回(2008年12月11日)の控訴審で高等裁判所に提出されました。市長をはじめ、豊中市がどのように三井おろしを画策したのか、詳細に論じられています。控訴審の集大成と言ってもいい総合的文書です。「弁護団と三井さんが全力で作成した内容の濃い書面です。みなさんぜひ読んでください」(宮地光子弁護士)

PDF版は以下のサイトからダウンロードできます。
http://fightback.fem.jp/koso_teisyutubun_mokuji.html

- ◎ 浅倉むつ子さんの意見書の印刷版は残り少なくなりました。お読みにになりたい方はファイトバックの会まで申し込みください。

お申込はお早めに！

1冊送料共でカンパ300円



同封の振込用紙でご注文ください。

「第4準備書面」()冊希望 × 700円

「浅倉意見書」()冊希望 × 300円

名前、郵便番号、住所もお忘れなく。

郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

FAX 06 - 6365 - 5550

Email : fightback@hh.fem.jp

お問い合わせ／ご連絡は

520-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル1F

大野協同法律事務所内 ファイトバックの会

Tel 06 - 6365 - 5215

Fax 06 - 6365 - 5550

Email : fightback@hh.fem.jp

編集後記

「ファイトバック！」は今号をもって記念すべき10号になりました。館長雇止め・バックラッシュ裁判は5年目を迎えます。今号掲載の折原さんと谷岡さんの陳述書には胸を打たれました。自分自身の場で闘っている女性の切実な声が耳元に聞えてくるようでした。また、豊中市民として、すてっぷ利用者として、バックラッシュのまっただ中にいた和田さんの浅倉意見書感想にも感動しました。和田さんのリアルな体験は、豊中市がバックラッシュに屈して三井排除に向かっていったことをとてもわかりやすく示してくれました。ファイトバックの会のシンボルマークは、イラストレーター竹内千恵子さんのかるやかに空を飛ぶ女性たちです。この機関誌という小さな空にも飛んでいます。それをデザインしてみました(右上)。ノートに、封筒に、パソコン横に、ペタペタはって使えるワッペンはいかがでしょう？ 皆さんからもアイデアを寄せていただければ嬉しいです。決まりましたら、ばんばん宣伝・販売にご協力ください。(F.M.)